

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する
新潟県計画

令和元年 12 月
(令和 8 年 3 月変更)



新 潟 県

目次

はじめに	1
1 計画の趣旨	1
2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	1
(1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	
(2) 一人親方等への対処の必要性	
(3) 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	4
1 適正な請負金額、工期の設定	4
2 設計、施工等の各段階における安全・健康への措置	4
3 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	5
4 建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上	5
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策	5
1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	5
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	
2 責任体制の明確化	6
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	7
(1) 建設業者間の連携の促進	
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	
4 建設工事の現場の安全性の点検等	8
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	
(2) 建設工事における安全等に配慮した設計及び工法等の促進	
5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	9
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	
6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	10
7 健康確保対策の強化	11
(1) 熱中症、騒音障害防止対策	
(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等	
(3) 新興・再興感染症への対応	

8	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策・・・	12
	(1) 社会保険等の加入の徹底	
	(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	
	(3) 「働き方改革」の推進	
9	人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善・・・	13
	(1) 女性の活躍促進	
	(2) 外国人労働者における労働災害への対応	
	(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保	
第3	県計画の推進体制と見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1	県計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2	施策の推進状況の点検と計画の見直し・・・・・・・・	14

はじめに

1 計画の趣旨

新潟県では建設業の振興のため、平成13年に「建設産業振興プラン」を、平成18年からは「新潟県建設産業活性化プラン（以下「活性化プラン」という。）」を策定し、取組を進めてきました。

平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行されたことから、活性化プランの内容を踏まえながら、県内の建設工事従事者のより一層の安全及び健康の確保を推進することを目的として、令和元年12月に本計画を策定したところです。

計画策定以降、労働基準法改正により、令和6年4月から建設業に時間外労働時の上限規制が適用されるとともに、令和6年6月には、新・担い手3法(※)が改正されるなど、建設工事従事者の働き方改革や処遇改善等の促進が図られてきました。また、女性、外国人労働者等の人材の多様化、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)(以下「インフラ分野のDX」という。)の普及もみられているところです。

こうした、建設業従事者を取り巻く状況変化を踏まえ、令和8年3月に計画変更を行いました。

※「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をいう。

2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

(1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における休業4日以上死傷災害の発生状況は、近年概ね横ばいで推移しており、令和6年においては370人となっています。死亡災害で見ると、令和6年は県内だけでも8人の建設業従事者が死亡しています。

(図1、図2)

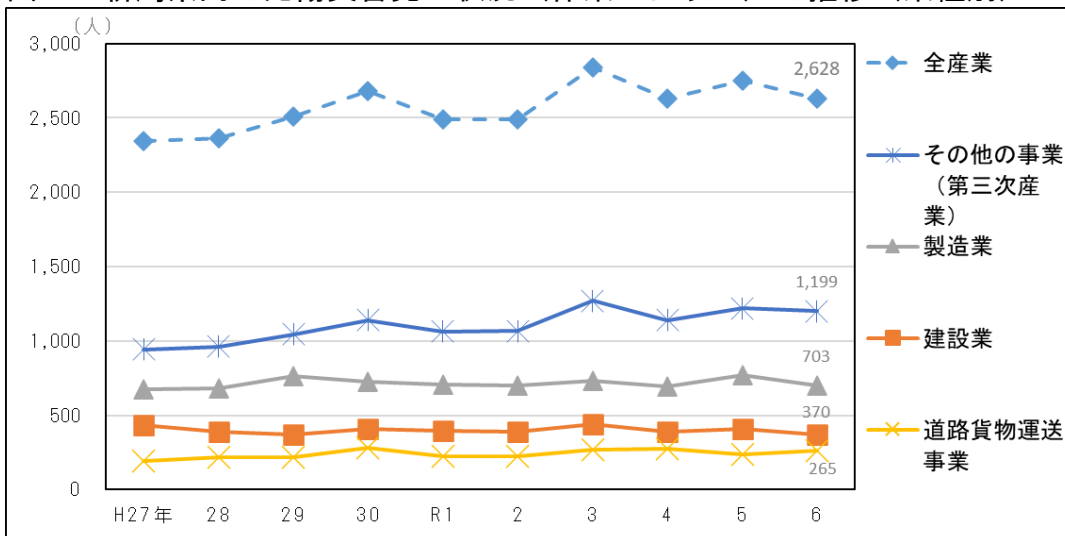
建設工事従事者の安全及び健康の確保にあたっては、公共工事のみならず全ての建設工事において、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による取組を促進していくこと等が重要ですが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められています。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組が求められています。

また、i-Construction^{*1}やインフラ分野のDXは、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進が求められています。

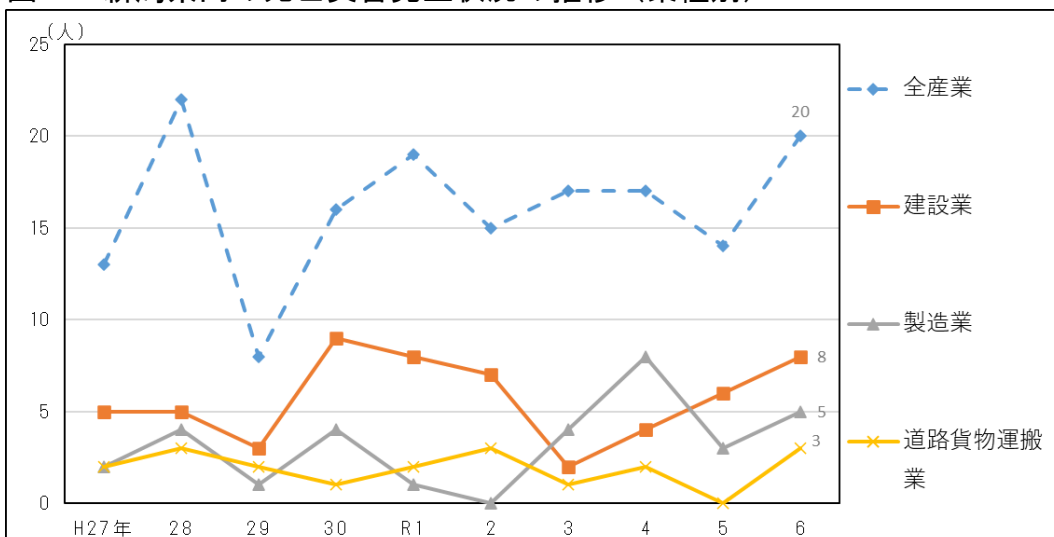
※1 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組

図1 新潟県内の死傷災害発生状況（休業4日以上）の推移（業種別）



出典：新潟労働局「労働災害の動向」

図2 新潟県内の死亡災害発生状況の推移（業種別）



出典：新潟労働局「労働災害の動向」

(2) 一人親方等への対応の必要性

一人親方等^{※2}は、建設工事の現場では他の関係請負人の労働者と同じように作業に従事しており業務中の災害が生じています。その業務の実情、災害発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保についても、対応が必要となっています。

※2 一人親方や自営業主・家族従事者

(3) 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

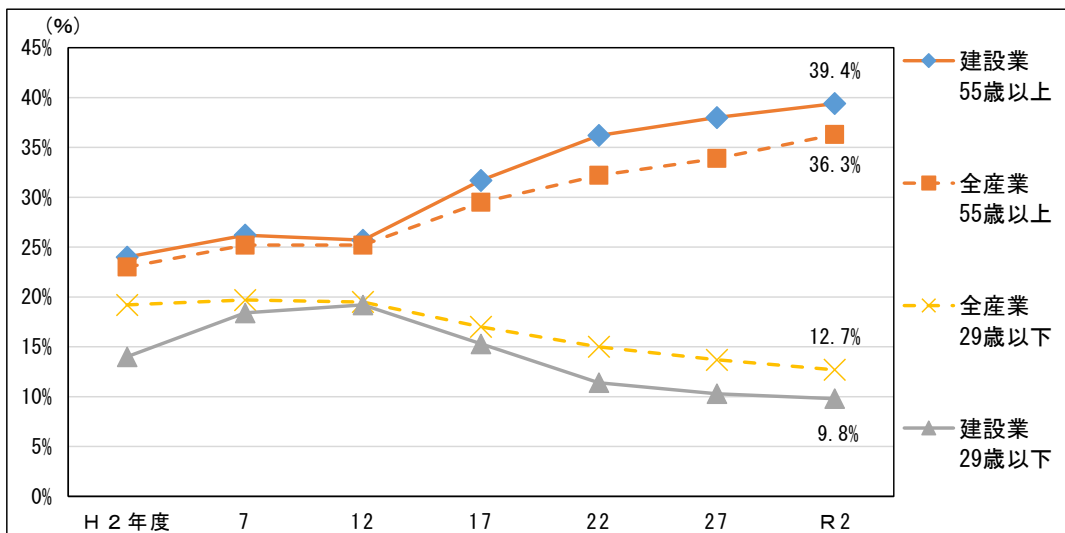
建設業においては、他産業に比べ就業者の高齢化が急激に進行しており、令和2年の国勢調査によると、県内の建設業就業者の39.4%が55歳以上なのに対し、29歳以下の建設業従事者は9.8%となっています。(図3、4)

このように、技術・技能の承継が困難な状況において、将来を担う人材の確保・育成を進めるためには、建設業が若者にとって働きやすく、魅力のある産業となることが重要です。

そのためにも、週休2日制による休日の確保、適正な工期設定、賃金水準の維持・向上及び社会保険への加入に資するような取組を行うなど、建設業の「働き方改革」の推進により就業者の処遇改善を図るとともに、建設業の魅力や公共事業の役割について、より多くの人の理解を得ていくことが重要です。

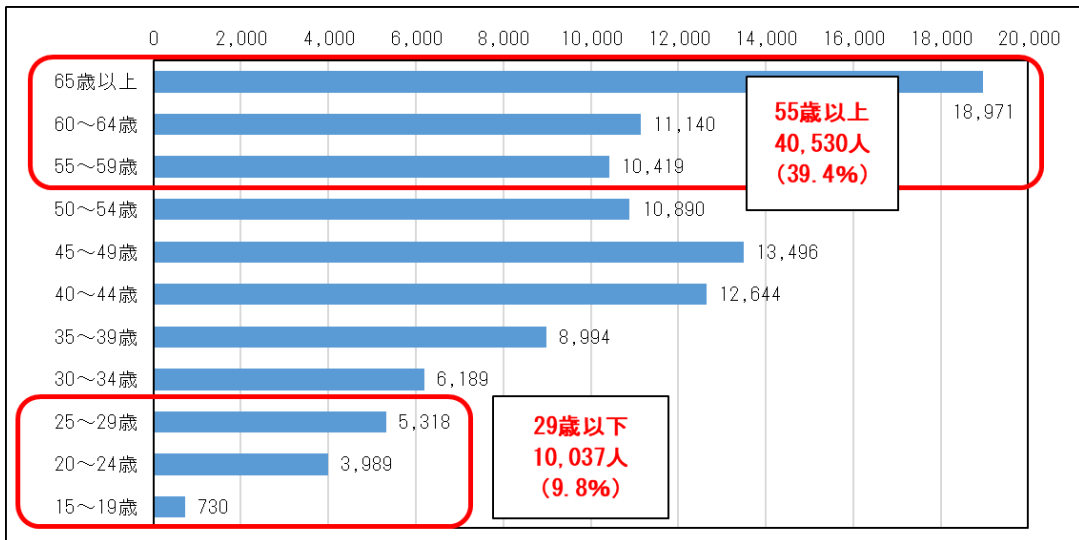
さらに、今後、高度経済成長期に集中的に整備された、社会資本ストックの老朽化が進行していくことから、社会資本の維持管理に関わる技術者の養成も必要です。

図3 県内建設業就業者の年齢構成比の推移



出典：総務省統計局「国勢調査」

図4 県内の年齢階層別・建設業従事者（令和2年度）



出典：総務省統計局「国勢調査」

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 適正な請負金額、工期の設定

建設業の請負契約が、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害の発生につながる恐れがあるだけでなく、適切な休日及び労働時間の確保ができないことから、労働者の健康にも悪影響を与えることとなります。

請負代金については、市場における労務及び資材の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要があるため、労働安全衛生法では元請負人及び下請負人に対して、労働災害防止対策を講ずることを義務づけており、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用として、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要です。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、工事施工に必要な日数を確保することが必要となります。

2 設計、施工等の各段階における安全・健康への措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、建設工事の現場ごとに施工方法が異なります。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査し

た上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法を検討することが重要です。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要があり、その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要です。

さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction やインフラ分野のDXを効果的に推進することが、建設工事従事者の安全及び健康の確保のためにも有用です。

3 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがあります。

このことから、建設業者等及び建設工事従事者の法令遵守や安全及び健康に関する意識を高める教育等の取組を促進し、建設産業界全体として「安全文化」、すなわち、安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくことが必要です。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全及び健康の確保並びに職場環境改善に係る取組を促進していくことも重要です。

4 建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等において建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくことが重要です。

その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働是正等の働き方改革の推進、生産性の向上等により、処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要です。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康を確保するために、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要であることから、適正な予定価格の設定を行います。

特に、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算を行い、下請負人まで確実に支払われるような取組を実施します。

【新潟県における取組】

- ・ 県発注工事における適正な積算基準及び単価を反映した予定価格の設定
- ・ 低入札対策の実施による下請企業へのしわ寄せ等の防止
- ・ 地域保全型工事における労務賃金指導の実施
 - ※設計労務単価が低い場合に労務賃金を調査し、必要に応じ指導等を実施
- ・ 立入検査を通じた安全衛生経費計上等の法令遵守の指導徹底

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において休日の日数を確保するなど、適正な工期設定に取り組むとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わりそうにない場合は、適正な工期延長を行うことで、建設工事従事者の健康保持や災害防止に資する環境を整備します。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けることで、人材や資機材が安定的・効率的に活用されるよう、債務負担行為の積極的な活用により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施します。

【新潟県における取組】

- ・ ゼロ県債等の積極的な活用による施工時期の平準化の推進
- ・ 工事開始日を受注者が選択できる「施工時期選択可能工事制度」の実施
- ・ 週休2日を踏まえた工期設定及び経費の計上
- ・ 建設工事の発注見通しの公表

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要です。

このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図ります。

【新潟県における取組】

- ・ 立入検査を通じた安全衛生経費計上等の法令遵守の指導徹底（再掲）
- ・ 「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」の作成・周知による、適正な契約締結や安全・衛生の確保等の推進
- ・ 国土交通省と連携した「建設業取引適正化推進月間」における、取引適正化ポスターの掲示及び市町村へのポスター配布による元請・下請間に関する法令遵守の促進

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

業者間や作業員間の連絡調整、下請負人への指導や安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械の安全確保や職業性疾病の防止等について、労働安全衛生法令に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、関係団体と連携して周知・指導を行います。

【新潟県における取組】

- ・立入検査を通じた安全衛生経費計上等の法令遵守の指導徹底（再掲）
- ・「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」の作成・周知による、適正な契約締結や安全・衛生の確保等の推進（再掲）
- ・災害防止等に向けた官民合同パトロールの実施

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事現場における措置を統一的に実施することが必要です。

そのため、元請、下請業者におけるそれぞれの安全・衛生面での役割等を周知するとともに、一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等に関係団体と連携して促進します。

【新潟県における取組】

- ・「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」の作成・周知による、適正な契約締結や安全・衛生の確保等の推進（再掲）
- ・県発注工事における、作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等の実施経費の計上

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要があります。

そのため、一人親方のうち適正でないと考えられる者、例えば、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させるといった、規則逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて建設業者等に周知・指導を行います。

また、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行います。

さらに、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、立入検査等の際に、一人親方へ工事を下請に出す機会のある元請業者に対し、一人親方への労災保険の特別加入制度について周知を依頼するなど、加入促進を図ります。

【新潟県における取組】

- ・元請業者に対する、一人親方等への労災保険の特別加入制度の周知依頼

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要です。

そのため、各建設関連団体が実施する安全講習会への講師派遣や、建設業者の安全管理・危機管理、働き方改革に資するようなセミナー等を開催するとともに、安全性の向上に有効な情報を収集し、周知します。

また、県発注工事において、施工管理や安全対策、技術者のCPD（継続教育）を評価するなど、建設業者の取組を推進します。

【新潟県における取組】

- ・団体が実施する建設業従事者に対する安全講習会への講師派遣
- ・商工会議所等と連携した、建設企業向けセミナーの開催
- ・関係団体と連携した、安全衛生管理等に有効な情報の収集及び周知
- ・施工管理や安全対策に対する工事成績評定での加点
- ・技術者のCPD（継続教育）に対する総合評価落札方式での加点

(2) 建設工事における安全等に配慮した設計及び工法等の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及・推進に向け、先行事例の収集・普及に努めます。

また、ICT建機やUAV（無人航空機）の活用により、重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等の減少が期待されることから、i-Constructionを推進します。

さらに、「Made in 新潟 新技術」登録技術の県工事等での活用・評価結果等を広く情報公開することで、工事の安全性に寄与する新技術の効果的な活用を促進します。

加えて、建設業従事者に配慮した作業方法や熱中症やクマ対策など、作業環境の改善を図ります。

【新潟県における取組】

- ・安全及び健康に配慮した設計の先行事例に係る建設関連団体への情報提供
- ・県発注工事におけるICT活用工事の推進
- ・ICT活用工事普及促進に向けた専門的な研修開催による人材育成
- ・建設関連団体が実施するICT研修会開催等の取組への経費支援
- ・県発注工事における熱中症やクマ対策に係る現場管理経費の計上
- ・県発注工事における現場環境改善（快適トイレ設置など）に係る経費支援

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法令で定められた教育の実施を促すとともに、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育を実施することの重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層促進します。

また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していることを踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進します。

【新潟県における取組】

- ・建設関連団体が実施する、若年・女性建設産業従事者に対する安全講習会開催等の取組への経費支援（建設産業マンパワーアップ総合支援事業）
- ・建設関連団体が実施する、新規入職者等に対する法定教育及び安全講習等の教育訓練開催への経費支援（建設産業マンパワーアップ総合支援事業）
- ・県発注工事における、作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等の実施経費の計上（再掲）

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全性を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要があります。

このため、安全対策を含めた工事施工成績が特に優良な建設業者を表彰する等、優秀な建設業者や建設工事従事者を県として広く表彰することで、関係者の意識や安全衛生水準の向上を図るとともに、建設工事従事者の地位向上を図ります。

あわせて、建設業従事者の各建設工事現場における熱中症対策や、メンタ

ルヘルス対策等の自主的な取組を促進します。

【新潟県における取組】

- ・「新潟県優良工事表彰」における施工建設業者の表彰
- ・「新潟県優秀技術者表彰」における技術者の表彰
- ・「にいがた健康経営推進企業」の登録業者への入札参加資格での加点
- ・県発注工事における熱中症やクマ対策に係る現場管理経費の計上（再掲）

6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

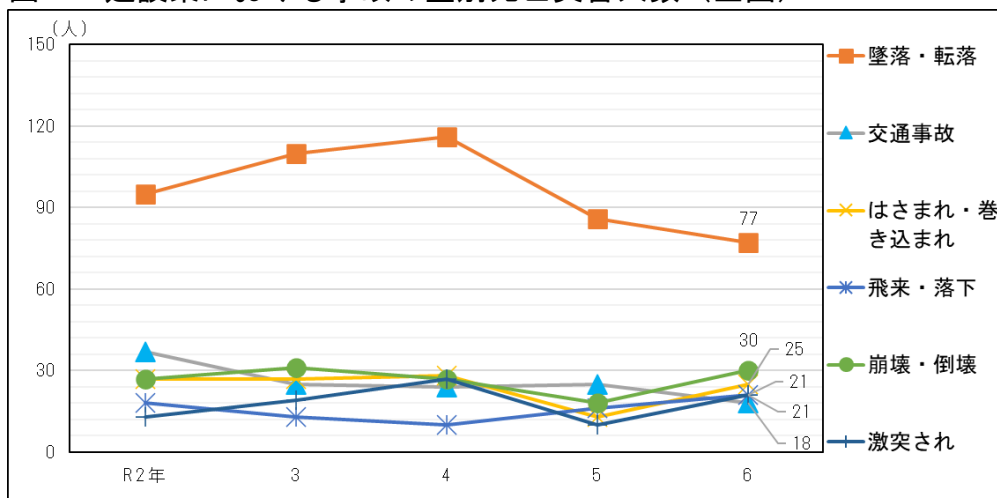
建設工事における労働災害は、今なお墜落・転落災害が最も多く、令和6年には、墜落・転落災害により全国で77人の建設業従事者が命を失っています。新潟県内の労働災害においても、墜落・転落災害は死亡事故の25%を占めています。（図5、6）

そのため、墜落・転落災害防止対策における国の調査結果・検討状況等を踏まえながら、関係団体と連携するとともに、建設業者における労働災害防止の取組を促進します。

【新潟県における取組】

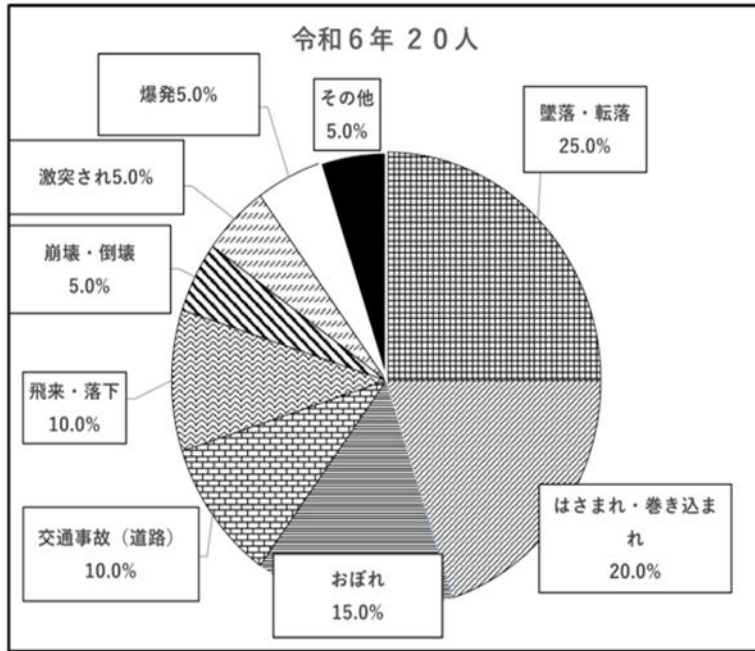
- ・建設関連団体が実施する、若年・女性建設産業従事者に対する安全講習会開催等の取組への経費支援（建設産業マンパワーアップ総合支援事業）（再掲）
- ・建設関連団体が実施する、新規入職者等に対する法定教育及び安全講習等の教育訓練開催への経費支援（建設産業マンパワーアップ総合支援事業）（再掲）
- ・県発注工事における、作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等の実施経費の計上（再掲）
- ・災害防止等に向けた官民合同パトロールの実施（再掲）

図5 建設業における事故の型別死亡災害人数（全国）



出典：「死亡災害報告」、「労働者死傷病報告」厚生労働省

図6 事故型別死亡災害発生割合（県内・全産業）



出典：新潟労働局「労働災害発生状況」

7 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

建設工事従事者の熱中症や騒音障害を防止するため、国が定めた「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、国が策定している「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策の実施について、関係機関と連携し、促進を図ります。

【新潟県における取組】

- ・県発注工事における熱中症やクマ対策に係る現場管理経費の計上（再掲）

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による建設工事従事者の健康障害を防止するため、費用や工期等の面で発注者に配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講推奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図ります。

(3) 新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応します。

8 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者への対策、国土交通省における「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇しています。

一方で、未だ加入していない建設業者及び建設工事従事者も存在していることから、十分な法定福利費を確保するとともに、今後も一層の社会保険等加入促進に向けた取り組みを行います。

【新潟県における取組】

- ・ 県入札参加資格における社会保険等加入の義務づけ
- ・ 県発注工事における全請負業者（下請含む）に対する社会保険等加入の義務づけ
- ・ 県知事許可業者の社会保険等加入状況の公表（新潟県ホームページに掲載）
- ・ 社会保険等未加入業者に関する、関係機関との情報共有

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールで蓄積し、建設工事従事者が各々の経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる、建設キャリアアップシステム^{※3}の活用を検討します。

また、キャリアアップシステムで最上位レベルが取得できる、登録基幹技能者資格の取得を促進します。

※3 技能者に交付した IC カードに、日々の就業実績、取得資格、講習受講等を記録することにより、技能者の適切な評価、工事の品質向上、現場の効率化などにつなげることを目的としたシステム

【新潟県における取組】

- ・ 登録基幹技能者に対する総合評価落札方式での加点
- ・ キャリアアップシステムの活用検討に向けた関係機関との情報交換及び制度周知等における連携

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長いことや、休みが取れないことなどが、若者の入職に当たっての障害・離職理由となっています。このため、第3次担い手三法や労働基準法の趣旨を踏まえ、関係機関と情報共有を進めながら、適正な工期設定、週休2日による休暇の確保等の働き方改革に係る取組を推進します。

また、建設業の働き方改革や建設業の魅力向上につながるインフラ分野のDX推進を図ります。

【新潟県における取組】

- ・ゼロ県債等の積極的な活用による施工時期の平準化の推進（再掲）
- ・工事開始日を受注者が選択できる「施工時期選択可能工事制度」の実施（再掲）
- ・週休2日を踏まえた工期設定及び経費の計上（再掲）
- ・建設工事の発注見通しの公表（再掲）
- ・「にいがた健康経営推進企業」の登録業者への入札参加資格での加点（再掲）
- ・新潟県の定める子育て又は妊娠・出産に関する有給休暇制度を整備している業者への入札参加資格での加点
- ・WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進企業への総合評価落札方式における加点
- ・キャリアアップシステムの活用検討に向けた関係機関との情報交換及び制度周知等における連携（再掲）

9 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

（1）女性の活躍促進

建設産業への女性の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を促進するため、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立に向けた取組等の女性の活躍促進に係る取組を推進します。

【新潟県における取組】

- ・県発注工事における現場環境改善（快適トイレの設置など）に係る経費支援（再掲）
- ・新潟県の定める子育て又は妊娠・出産に関する有給休暇制度を整備している業者への入札参加資格での加点（再掲）
- ・WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進企業への総合評価落札方式における加点（再掲）

（2）外国人労働者における労働災害への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加しています。このことを踏まえ、関係機関と連携し、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の周知を図ります。

（3）高齢労働者の安全及び健康の確保

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、国が策定した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組の促進を図ります。

第3 県計画の推進体制と見直しについて

1 県計画の推進体制

新潟県の建設産業振興計画である「新潟県建設産業活性化プラン」を踏まえながら、建設工事従事者の安全及び健康の確保を促進するための各種施策に取り組んでいきます。

また、関係団体との間で開催している各種会議等においても、建設業界の状況や国等の施策について積極的に情報交換等を行いながら、連携を強化し、計画を推進します。

2 施策の推進状況の点検と計画の見直し

国の基本計画や「新潟県建設産業活性化プラン」の改訂状況等を踏まえ、必要に応じて点検・見直しを行います。